

令和 6 年度 第2回 成田市保健福祉審議会

- 1 開催日時 令和 6 年 11 月 13 日(水) 午前 10 時 00 分から 11 時 55 分まで
- 2 場 所 成田市役所行政棟 6 階 中会議室
- 3 出席者 審議会委員 10 名
西田会長、山田副会長、杉原委員、小川(正)委員、城委員、但野委員
仲野委員、高橋(知)委員、高橋(雅)委員、木村委員
(欠席 5 名: 野内委員、里見委員、秋葉委員、小川(康)委員、飯田委員)
事務局
堀越福祉部長、宮崎こども未来部長、高橋健康推進部長、
鈴木社会福祉課長、渋沢高齢者福祉課長(代理出席: 成尾係長)、
橋本障がい者福祉課長、森田介護保険課長、
狭山こども政策課長、谷崎子育て支援課長、弘海保育課長、
柴田地域医療政策課長(代理出席: 成田課長補佐)、飯田健康増進課長、
他各課担当職員

4 議題

- (1) 成田市こども計画(素案)

5 報告

- (1) 第 2 回成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の報告について

6 概要

(1) 成田市こども計画(素案)

(西田議長)

それでは、成田市こども計画(素案)について、であります。事務局の説明を求めます。

(事務局説明 こども政策課長)

計画素案について、章ごとに概要を説明。

- ・第 1 章「計画策定の趣旨及び概要」
実施計画の策定に係る背景と目的、計画の位置づけ等
- ・第 2 章「成田市のこども・子育てを取り巻く現状と課題」
統計データからみた本市のこどもを取り巻く状況、教育・保育サービスなどの実施状況、今後の人口の見通し及びアンケート調査及び意見聴取の結果からみた本市の子育て支援の現状と課題
- ・第 3 章「計画の基本的な考え方」
本計画の基本理念、基本理念の実現に向け、施策を実行していくうえでの 2 つの基本的な視点、3 つの基本目標、施策体系、計画の進捗を測る指標
- ・第 4 章「施策の展開」
基本目標に基づいて実施していく施策の展開と主な取組事項
- ・第 5 章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」
幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- ・第 6 章「計画の推進に向けて」
計画の推進体制や点検・評価の方法等
- ・資料編

本計画の特徴としては、アンケート調査の結果を本計画でも分量をさいて報告し、施策の展開において別冊を作成し、具体的な施策を取りまとめていることである。

市町村こども計画の策定に当たっては、「こども大綱」及び、県の「こども計画」を勘案し、現状の分析、施策の展開、量の見込みと確保方策の順で構成。

続いて、各章ごとの記載内容を説明。

・第 1 章「計画策定の趣旨及び概要」

本計画の位置づけは、こども基本法第 10 条第 2 項に規定されるこども計画として位置づけられ、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画を内包する計画であり、こどもの貧困対策計画及び子ども・若者計画としても一体的に策定するものであること、計画の対象は、年齢で区切ることなく、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある者として、原則 30 歳未満とし、「子育て当事者」と、こども・子育てに関わる人・団体・地域等も対象としていること、計画の期間は、子ども子育て支援法及びこども大綱の方針等を踏まえ、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の計画としていること等を説明。

・第 2 章「成田市のこども・子育てを取り巻く現状と課題」

(各種統計データ)

こども計画が貧困対策計画を内包しているため、ひとり親家庭等の状況として、児童扶養手当受給者数、就学援助、新規児童虐待相談対応件数の推移についても追記。

(今後の人口の見通し)

本年度策定が予定されている「成田市人口ビジョン」における推計人口の数値とした。

(こども・子育て支援の課題)

本市の子育て支援施策の状況やアンケート調査結果を受け、「施策の体系」の順に掲載。

(1) こどもや子育て世帯の意見反映の推進)

「こどもの権利条約」や「こども基本法」において、こどもの意見表明権と意見の尊重を掲げられている中で、こどもの権利に関する認知度が低いことを踏まえ、認知度を上げるための普及・啓発やこどもの意見が施策に反映されるための取組の必要性などを記載。

(2) こどもの居場所の充実)

アンケート調査において、こどもが安心できる場所として「自分の家」や「自分の部屋」が挙げられ、「家族に何でも悩みを相談できる」と回答した人や、安心できる居場所が多い人ほど、自己肯定感が高い傾向があったことから、こどもにとって居心地の良い家庭環境を築けるよう家庭への支援を行うとともに、安心して過ごせる多くの居場所を持ち、さまざまな体験活動を通じて自己肯定感や自己有用感を高められるよう地域における居場所の充実の必要性などを記載。

(3) 社会的な支援を必要とするこどもやその家庭への支援)

子育てに関して、不安や負担を感じている保護者が前回調査から増加していることや、困窮世帯のこどもについては、生活環境や教育の機会が確保されていない傾向が見受けられたことから、各家庭の状況に応じた支援の充実や、国や市の独自支援策などの経済的支援や学習支援の必要性について記載。

(4) こどもやその家庭への切れ目のない支援)

アンケート調査において、悩みなどを相談できる人がいないと回答した割合が一定数いることから、すべてのこどもが必要な支援を受けられるよう、相談体制の充実と図るとともに、妊娠・出産・子育て、こどもへの切れ目のない一体的な支援を行い、安心して子育てができ、こどもが健やかに成長できる環境づくりの必要性について記載。

(5) 多様なニーズに対応した教育・保育環境の整備・充実)

共働き家庭などの増加により、教育・保育ニーズが高まる中、保育士配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度」などの保育需要を把握し、本市の特性に応じた環境の整備と充実に努めていくことについて記載。

・第 3 章「計画の基本的な考え方について」

基本理念とこども主体の視点に基づいた基本的な視点を示した。

基本目標の検討に当たっては、こども大綱を踏まえた作りとする場合、ライフステージ全般とライフステージ別の基本目標を定めることとなり、事業例（各施策）の分類が難しい面もあることから、こども・家庭・地域と基本目標を分類する案を示し、この案をベースに今回の基本目標を作成した。

(基本目標 1 こどもが健やかに成長できる環境づくり)

子どもへの支援は、すべての子どもが心身の状況や置かれている環境に関わらず、将来にわたって自分らしく幸せに成長していけるよう、子どもの意見の尊重や、成長段階や状況に応じた支援を実施する。また、自己肯定感や自己有用感を高められるよう居場所の充実を図る。

(基本目標 2 子どもが安心して育つための家庭への支援)

家庭への支援として、社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している現状を踏まえ、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的できめ細かな支援体制の充実を図り、全ての子どもが夢や希望を持って成長できる環境を整備。

(基本目標 3 地域全体で子どもの成長を支えるための環境づくり)

地域における、子ども・子育て支援として、地域全体で子どもの育ちを見守るための環境の整備や、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進に向け、働き方の見直しや事業所における子育て支援など、仕事と家庭の両立の支援の推進について目標とした。

(施策体系)

基本目標ごとに基本施策を作成し。子どもの意見表明や居場所づくりなどを基本施策に挙げた。

(施策の体系(案))

別添資料として、現行の支援事業計画との比較について図示した。

(計画進捗指標)

本計画の基本理念の実現に向けて、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の基本目標の達成度を評価するため、成果指標と 5 年後に達成すべき目標値を設定した。

他団体では、成果指標を定めていない団体や、細かな成果指標を施策ごとに定めている団体もあるが、本市では、子ども計画がさまざまな計画を内包しているため、子ども大綱に掲げる数値目標などを参考に、基本目標ごとに、より大きな視点に基づく成果指標を設定。

(計画の参考指標)

現行の計画でも進捗状況を管理している地域子ども・子育て支援事業に加え、貧困対策や居場所づくりの施策等も参考指標として設定した。毎年度確認できる指標も必要であると考え、これらの参考指標を設定するもので、その実施状況により本計画の進捗状況を確認していく。

・第 4 章「施策の展開」

施策の体系で示した各基本施策の取組事項等を記載した。基本施策における「主な取組事項」の具体的な事業では、本計画の別冊「施策の体系に基づく具体的な取組」として一覧に取りまとめを行う予定。

主な基本施策

(基本目標 1 子どもが健やかに成長できる環境づくり)

基本施策①

子どもの意見表明・社会参画の推進として、子どもが意見表明できる機会を充実させ、子どもの意見を市の施策に反映し、子ども視点でのまちづくりを進めるとともに、子どもの自己肯定感や主体性を育むこと

主な取組事項として、高校生や大学生が委員となり、市の施策について事業提案を行う「子ども・若者参画推進事業」を新規事業として挙げた。また、中学生議会や子ども茶論の開催といった「小中学生の社会参画の推進」などが挙げられる。

基本施策②

子どもの権利の保障については、家庭や学校、地域などのあらゆる場面における、子どもの権利の保障についての周知・啓発や学習機会の充実、また、虐待防止対策やいじめ・不登校対策の充実、相談体制の充実を図る。

主な取組事項としては、「子どもの権利の普及・啓発」や「児童虐待防止に関する啓発・相談員の質の向上」「子どもの自殺対策の推進」など。

基本施策④

子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験機会の充実。子どもがさまざまな体験活動などを通して、自己肯定感や自己有用感を高められるよう、地域で安全・安心に過ごせる場所や

機会を提供するもので、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所の拡充を図る。

主な取組事項

新規事業「こどもの居場所づくりの推進」や「こども誰でも通園制度の実施」、生活に困窮する世帯の中学生を対象に学習支援を行う事業などの「学習・生活支援、学習機会の充実」。

基本施策⑤

障がい児・医療的ケア児等への支援。障がい児等への支援は、障がいの有無にかかわらず社会でともに育っていけるよう、施設のバリアフリー化や障がいの種別に応じた様々な支援を実施しているが、先日開催した子ども・子育て支援部会において、本文中に合理的配慮についての内容を加えることが必要でないかとのご意見をいただいたことから、合理的配慮の内容等を追記している。

基本施策⑥

困難に直面するこどもへの支援。こども家庭センターを中心に関係機関が連携を強化し、こどもや家族の状況、発達段階に応じた、切れ目のない支援の充実を図るとともに、こども食堂や学習支援の場など地域の多様な居場所の拡充を図ることとした。

主な取組事項

「こども家庭センターによる相談体制の充実」「ヤングケアラーへの支援」などがある。また、検討を進める中で、外国籍の方への支援の必要性についても記載すべきものと考え、「外国にルーツがある方の生活への支援」なども記載した。

(基本目標 2 こどもが安心して育つための家庭への支援)

基本施策④

生活に困難等を抱える子育て家庭への支援。生活に困窮している家庭やひとり親家庭などに対する、支援の実施、こどもの学習支援、子ども食堂や居場所の充実を図る。今回の計画が貧困対策計画を内包することから、基本施策として挙げた。

主な取組事項

「生活困窮者の自立支援」「児童生徒の就学援助の実施」「ひとり親家庭等の生活支援の充実」など

(基本目標 3 地域全体でこどもの成長を支えるための環境づくり)

基本施策①

地域における子育て支援活動の推進。こども家庭センターにおける、学校や民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの地域の関係機関との連携の強化のほか、地域のボランティアの学校活動への参加などの、地域でこどもを見守り育てる体制づくりを推進するとともに、子育て関係団体等への支援の充実と団体同士のネットワークの構築を支援することにより、地域の子育て支援活動の活性化を図る。

主な取組事項

「こども家庭センターによる相談体制の充実」「子育て支援団体等の連携の支援」など。

本計画の基本施策等の検討にあたっては、「こども基本法」や「こども大綱」のほか、こどもや子育て当事者に行ったアンケートなどの結果を踏まえ、こどもの視点や「こどもまんなか」の視点に立った施策として、「こどもの権利の保障」や「こどもの居場所づくり」について実施するほか、「不登校のこどもへの支援」や「外国にルーツがある方やこどもへの支援」の充実などを追加した。

・別冊「施策の体系に基づく具体的な取組」について

第 1 期成田市こども計画に掲載する施策に係る具体的な取組の一覧。基本目標と基本施策ごとに、対象となる事業を掲載する予定。具体的な取組を基本施策ごとに、対象年齢ごとに取りまとめた方がわかりやすいと考え、毎年度更新していくことも踏まえ、今回の案とした。現段階では、来年度の予算が確定していないため、すべての事業は示せていない。予算確定後、2月の会議で示す予定。

成田市こども計画の該当するページ、取組事項、事業名、事業内容を記載する。さらに、こども・若者計画を含むことから、各事業の対象となる年齢の欄に○印を付したほか、貧困対策計画を含むことから、貧困対策に資する事業についても○印を付し、リストを作成する予定。

・第 5 章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」

(提供区域の設定)

法定計画である子ども・子育て支援事業計画は、必須記載事項として、教育・保育提供区域を定めることとされており、区域の設定に際しては、市町村が、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備に状況等を総合的に勘案して定めること(子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項第 1 号)とされている。

本市においては、児童人口の推計や市の教育・保育の現状分析、アンケートから算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件などを総合的に勘案した結果、地区の状況を踏まえた整備などを行うよう十分に配慮しながら、利用者のサービス利用の際の選択肢の拡大、居住エリア以外の施設・サービスの利用を希望する際のニーズの吸収、また、第 1 期・第 2 期においても利用者が区域にこだわらず施設を利用できている状況を踏まえ、「こども計画」においても、「成田市全域を 1 つの区域」として設定した。

(教育・保育)

教育・保育にかかる量の見込みと確保方策についても、子ども・子育て支援事業計画において定めることとされているため、教育・保育にかかる量の見込みと確保方策を記載した。

幼稚園や認定こども園の教育時間のみを過ごす子どもを 1 号認定、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難な 3 歳以上のこどもで主に保育園や認定こども園を利用するものを 2 号認定とし、量の見込みと確保方策を記載した。3 号認定は、満 3 歳未満の子どもで保育所や小規模保育事業所等を利用するものである。

量の見込みについては、1 号、2 号、3 号それぞれの区分ごとに算出し、それに対して、1 号の教育のみを希望する場合は幼稚園や認定こども園で確保、2 号の保育の必要性のある 3 歳～5 歳の子どもに対しては、保育所や認定こども園で確保、また、3 号の保育の必要性のある 0 歳～2 歳については、保育所や認定こども園のほか、小規模保育事業や家庭的保育事業などの地域型保育事業でニーズ量を確保することとなる。量の見込みは、教育・保育を希望する児童の数となり、今後の 0 歳から 5 歳までの人口推計と、本年 1 月に実施いたしましたニーズ調査から、父母の有無や就労状況により分類した家庭類型と教育・保育の利用希望の結果に基づいて算出した。

具体的な算定結果として、1 号認定の量の見込みは、保護者の就労状況の変化により幼稚園を利用する児童が減少するため、令和 11 年度の量の見込みは、施設定員を下回る予定。確保方策については、施設の利用定員となるが、いずれも量の見込みを上回る見込みとなる。

2 号認定については、コロナ禍で出生数が少なかった、こどもが計画期間内に 2 号認定に移行していく影響もあり、令和 11 年度の量の見込みは、施設の定員を上回る試算結果となっている。

なお、本計画から、認可外保育施設である「企業主導型保育施設」の地域枠について、確保の内容に含めることとした。この地域枠については、国が示す作成要領で加えることができることとされているもので、空港内に施設を設置する 1 事業者と調整の上、新たに加えることとしたものである。

3 号認定については、量の見込みが、施設の定員と同数となる試算となっている。1 歳児については、令和 9 年度から施設の定員が不足し、令和 11 年度には施設の定員を上回る見込みとなっている。2 歳児は、令和 11 年度には、施設定員が量の見込みを上回る状況である。なお、1 歳・2 歳の量の見込みにつきましては、前回までは一体的に算定していたが、今回から別に算出することとした。

確保方策については、令和 7 年度に小規模保育事業所 1 園を開設することとしているほか、認定こども園等の利用定員の変更や、保育士確保の取り組み等により定員の増加を図ることとしている。令和 9 年度からの 1 歳児の確保方策に不足が生じているものについては、1 歳の定員が 2 歳よりも少ないことによるものだが、1・2 歳児については合同保育が行われる場合もあることなどを踏まえ、今回の案を示している。なお、特定の年齢で量

の見込みが上回っている場合であっても、理由が説明できれば妨げられるものではない点は県にも確認済み。
(地域子ども・子育て支援事業)

ニーズ調査を実施したが、当該調査から量の見込みを算出する場合、これまでの利用実績と比較して大きな乖離が生じるため、前回の算出方法と同様、これまでの実績等、本市の実情を踏まえ、量の見込みを算出した。主なものを説明。

放課後児童健全育成事業

量の見込みは、推計児童数から利用率を乗じて算出した。確保方策は、今年度、平成児童ホームの改修が終了し、40人の定員増加、令和7年度に本城児童ホームが供用開始となり、40人の定員増加、また、令和10年度に成田児童ホームが供用開始となり、40人の定員増加を見込んでいる。

利用者支援事業

現在、特定型として、施設利用希望者への情報や利用状況を案内する子育てコンシェルジュとして保育課に1カ所、子育て支援課内にある「こども家庭センター」において、妊娠前から就学前まで切れ目ない包括的な支援を行う、こども家庭センター型（これまでは母子保健型）を一カ所運営しており、これらの事業所は、引き続き運営する。

また、令和8年から、子育て世代が気軽に相談できる場所を増やし、子育ての不安を軽減するため、子ども館、三里塚コミュニティセンター、公津の杜コミュニティセンター内にある、なかよしひろばにおいて、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の提供、保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う、基本型の事業を開始したいと考えている。

地域子育て支援拠点事業

現在、なかよしひろば3施設と公立保育園2施設、私立保育園2施設、私立認定こども園1施設の合計8施設での運営を行っているが、子育て世代の居場所の拡充を図るため、令和8年度に1園、令和10年度に1園を、新たに開設したい。

児童育成支援拠点事業

法改正等により新たに加えられる事業であり、不登校の子どもの支援や要保護児童等の居場所の提供や生活の支援等を行うもの。本市においても需要があると見込まれることから、新たに実施を検討している。

こども誰でも通園制度

地域子ども・子育て支援事業の新規事業として追加され、本年6月から赤荻保育園、長沼保育園で試行的に実施している。令和7年度からは私立の保育園や認定こども園、地域型保育事業所等においても実施する予定。

産後ケア事業・妊婦等包括相談支援事業

現在も実施している事業であり、これまでの実績をもとに算出した。

・第6章「計画の推進に向けて」

(推進体制の整備)

本市において、関係機関及び各担当課との連携を深め、地域の実情に応じた施策を推進するとともに、こどもの意見の尊重と社会参画の推進、地域や関係団体との連携を図る。

(計画の点検・評価の実施)

PDCA サイクルに基づき、毎年度、「進捗を測る指標」で定める「参考指標」の推移を確認することにより、進捗状況の評価を行う。評価に当たっては、附属機関である「成田市保健福祉審議会」及びその部会である「成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会」に報告を行い、意見を求める。その結果を市ホームページで公開し、こどもや子育て当事者への情報提供を行うとともに、アンケート調査等を実施し、意見を聴取することで、施策への反映に努める。

また、本計画の別冊「施策の体系に基づく具体的な取組事項」についても、毎年、事業の実施状況に応じて更新する。さらに、計画の最終年度には、「進捗を計る指標」で定める「成果指標」に基づき計画の達成度を評価する。

・成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会での意見について

障がい児への合理的配慮の記載のほか、以下の意見を受けている。

今回本計画で定める成果指標について、こどもの権利の尊重については、こどもの権利の周知を目標にしてはどうかという意見があったが、成果指標については、より大きな視点で設定しているため、基本施策の中で具体的に言及し、取組を推進していく旨を回答した。

こどもの貧困の現状についての質問と対策を充実してほしいとの意見があり、コロナ禍が収束を迎えつつある中で生活保護世帯は若干減少傾向ではあるものの、本計画において、就学援助などの経済的支援のほか、生活支援、就労支援などについて具体的な取組として掲げ、今後も取り組んでいく旨を回答した。

次に、こどもの意見表明・社会参画の推進において、高校生や大学生が委員となって市に事業提案する事業については、ヤングケアラーや貧困などの問題を抱えるこどもから意見を聞けるような工夫が必要だと思うが、どのような募集方法を考えているか、との質問があり、公募で委員を 20 名ほど募集することを検討している旨を回答した。

また、各種アンケート結果の内容については、教育委員会とも共有を行っているほか、ホームページにおいて、こども版のページを公開し、こども版のこども計画概要を掲載しているところであり、今後も、声を上げづらい方へのアプローチについて検討していく旨を回答した。

また、外国にルーツを持つこどもへの支援について、どのようなものを考えているかとの意見があり、幼児教育・保育、学校教育の充実として、外国にルーツがあるこどもへの教育・保育の支援について記載していること、困難に直面するこどもへの支援の中で、外国にルーツがある方の生活への支援として、外国人のための日本語教室の開催等の支援を記載している旨を回答した。

・今後のスケジュール

本日の会議の結果を踏まえ、12 月定例会において素案を議会に報告。その後、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ、子ども・子育て支援部会で協議し、保健福祉審議会に諮問した後、3 月に保健福祉審議会から答申を得て、計画を策定するという予定である。

第 1 期成田市こども計画素案についての説明は以上となります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

(西田議長)

ただいま、事務局より 成田市こども計画（素案）について説明がありましたが、ご意見、質問等はありませんでしょうか。

(杉原委員)

児童や未就学児数の推移が掲載されているが、市内の各地区、成田、公津、八生、中郷、久住、豊住、遠山、ニュータウン、下総、大栄それぞれの数は把握しているのか。

(こども政策課長)

ニーズ調査等の地域は、市全域を 1 つの区域として捉え、市全体での推移を掲載しているところでございます。

(杉原委員)

質問の趣旨は、市街地と郊外部では人口の増減が異なっている。相対的人口が増えなければ子どもの数も増えず、郊外では人口が減少し、小中一貫校ができたが活かせていないように感じている。特に私が居住する下総地区では、騒音による移転もあり、人口が減少しているため、市街地とは異なる数値となっていると思われる、地域に合わせた施策が必要だと感じている。本審議会の枠を超える要望になるが、子育てや福祉も含めて、相対的な人口増加を目指した施策を検討してもらいたい。

(小川正委員)

まず、本計画に携わった関係者の労苦と、膨大な内容の計画を説明してもらったことに感謝の意を表したい。

計画は市民にとってより見やすい方がよいという視点からの質問となるが、第 3 章で計画の基本的な考え方、第 4 章で施策の展開、第 5 章では、各事業の量の見込みと確保の方策が示されてい

る。90 ページの施策の体系の中で、基本施策に対する事業は掲載されていないが、第 4 章にある主な取り組み事業は、進捗を図る指標として、成果指標や参考指標が示されている。

このため、一部において、基本施策にある事業評価の項目は一致しているが、第 5 章の量の見込みと確保の方策にある事業の項目が一致していないということなどが起こり、市民にとって分かりにくいまとめ方になっているような印象を受ける。今後、計画設定作成にあたって、この 3 つの章の分け方と、指標の関係性について整理が可能かを教えてもらいたい。

(こども政策課長)

基本的な視点につきましては、個別の事業に紐づいているという考え方ではなく、より大きな視点で見た際の、全ての施策に共通する方針であります。

また、基本目標につきましては、具体的な目標を達成するための基本施策について、子ども、家庭、地域という大きな枠組みにまとめた形となっております。

次に、進捗を測る指標につきましては、今回の計画は、こども計画という大きな計画となりますことから、より分かり易い目標として掲げさせていただいたものであり、参考指標は、毎年度進捗を図るものとして、現行で管理している事業について、プラスアルファのような形で設定したものであります。

また、第 5 章に記載しております事業量の見込みと確保方策につきましては、現行の子ども子育て支援事業計画の中でも、法で定めることが義務付けられているものとなっておりますので、同計画を引き継ぐ形といたしました。また、本計画から新たに記載する事業につきましても、それに合わせて記載したところでございます。

(小川正委員)

全ての事業でなくとも、主な取組事項については、施策体系の中に含めた方が分かり易いのではないかと。また、評価指標や定量的な評価、事務量に対する方策等について、事業によって別のページに記載されれば、関連性も分かりにくくなる。せっかく評価するのであれば、より分かり易く、そのページを見れば一目瞭然であるという形で記載した方が良いのではないかと考えての質問であったため、参考にしてもらいたい。

(こども政策課長)

ありがとうございます。

加筆・修正等できるべきところはないかにつきまして、検討させていただければと存じます。

(木村委員)

乳児等通園支援制度こと「こども誰でも通園制度」について、現在は公立で行っているが、今後民間でも行うようにするといった説明があった。以前から訴えているとおり、保育士不足に加え、今後も保育士になる方が少ないということで、事業を廃止するところもある。この他にも民間は様々な困難を抱えて事業を行っているため、更に、この制度を導入しろと言われると、非常に大変になる。臨時的に預かるということは、保護者から離れるときからずっと泣きっぱなしという児童もいるため、保育士 1 人がずっと付き添わなくてはならないこともあり、保育士が不足している中での対応は困難である。現場では、長年国に依頼し続け、何十年もかけてようやく、園児に対する保育士の配置基準を緩和するに至ったところである。そのような中、またもや保育士が不足するような事業を行うことは難しい。

成田市が保育士に対する宿舎借上げ制度を実施していることは有難いが、千葉市や印西市など、県内の他市の方が、金額も期間も手厚いと感じる。支援対象期間が終了すれば、若い職員の手元に残る給与が僅かになり、離職も防ぎにくくなるため、その点も十分に考えてもらいたい。

また、新たに保育園に設立するという話もあったが、現状で定員割れをしている保育園もあるため、新規設立よりも、そのような園の活用を優先すべきではないか。

(こども政策課長)

市内で働く保育士に支給する「なりた手当」につきましては、今年度から支給額を倍にしたところであり、引き続き、保育士の確保に努めてまいります。

次に、こども誰でも通園制度につきましては、今園に希望を伺っておる状態であり、施設の意向をお聞きしながら、可能な範囲で実施にご協力いただきたいと考えております。

また、園の新規設置につきましては、今回、児童の人口推計見込みやニーズ調査に基づいて量の見込みを策定させていただいたところでございます。就労状況の高まりですとか、人口も少し増え始めているという状況等も踏まえ、過不足が生じる見込みとなっており、それを解消していく方策の一つといたしまして、待機児童が多い 0～2 歳を対象とする小規模保育事業所の開設といった、特にニーズが高いものから整備を進めていき、需給の差を埋めていきたいと考えております。

(小川正委員)

まず、意見であるが、今回別添で配布された施策体系図については、とてもよくまとまっていると感ずるため、サイズの違い等の問題はありますが、計画の中に入れられるよう工夫してもらいたい。

また、別冊「施策の体系に基づく具体的な取り組み」については、計画素案のページ数表示が一致していない箇所があると思われるため確認してもらいたい。

次に質問だが、素案 95 ページ以降の主な取組事項について、別冊に具体的な事業の記載があるが、ここに掲載されていないものでは、どのくらいの事業があるのか、そして、これらの事業の担当各課には、進捗状況等を定期的に確認するのかを教えてください。

また、これらの事業については全て、計画の主な取組事項とするなど、計画の中にも記載した方が分かり易いのではないかと。

(こども政策課長)

ご意見をいただき、ありがとうございます。

まず、主な取組事項以外の事業数についてであります、来年度の予算が確定しておりませんので概算になりますが、約 200 の事業がございます。

次に、各課の事業に対する評価についてであります、本市では、行政評価という制度を取り入れております。市の事業につきましては、毎年、事務事業評価を実施しておりますので、各課の関連事業につきましても、その中で実施してまいりたいと考えております。

なお、これらの事業についてのより分かり易い記載方法につきましては、もう少しお時間をいただき検討させていただきたく存じます。

(小川正委員)

事業評価は難しいと思うが、子どものための計画なので、より分かり易い計画となるよう、また、推進状況を確認できるよう、引き続き検討してもらいたい。

(城委員)

先ず、これだけ大規模な計画を作り、多くの新規事業を検討してもらっていることに感謝したい。

質問については、子どもの居場所であり、親子の居場所でもある、なかよしひろばや子ども館についてである。現在のひろばと子ども館は、市内に 3 ヶ所だけであるが、久住や下総、大栄地区からも、親子で過ごせる場所が欲しいといった声を聴いているため、増設する予定があるのかを聞きたい。

次に、人権に対する啓発、普及施策についてであるが、資料では、子どもの権利条約の担当が市民協働課となっているが、子どもの乳幼児期や、母親の妊娠期であっても、担当課は市民協働課で変わらないのか。印象としては、こども未来部も連携する必要があるという気がするが、その点は問題が無いのかを聞きたい。

(こども政策課長)

なかよしひろば等、地域子育て支援拠点につきましては、既存の公共施設 3 ヶ所に加えまして、公立・私立の保育園や私立の認定こども園を合わせて、現在 8 ヶ所で運営しており、今後につきましても、令和 8 年度と令和 10 年度、1 施設ずつ増設する予定でございます。

また、子どもの人権につきましては、ご指摘のとおり、資料では主担当課だけを記載しておりますが、当然ながら、こども未来部でも連携を図り、ともに周知に努めていきたいと考えております。

(城委員)

地域子育て支援拠点については、増設予定であるとのことだが、どの地域に追加設置するの
かも含めて、引き続き検討してもらいたい。

(西田議長)

では、他に御意見等はないようですので、これで、成田市こども計画（素案）についての議事
を終了いたします。

続きまして、成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の報告についてであります、
事務局の説明を求めます。

(事務局説明 こども政策課長)

それでは、先月 22 日に開催した第 2 回成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の報告
をさせていただきます。

子ども・子育て支援部会においては、議題といたしまして「成田市こども計画の素案」につい
てご協議いただいたほか、保育園の利用定員の変更について報告させていただきました。

「成田市こども計画の素案」につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりとなり
ますので、保育園の利用定員の変更について報告いたします。

子ども・子育て支援新制度においては、保育所、幼稚園、認定こども園の施設型給付につつま
しては、認可を受けた施設及び事業者について、利用定員や会計処理などの運営基準が給付の
対象となる施設あるいは事業者として適格かどうかを確認することとされています。

施設の定員には認可定員と利用定員があり、認可定員はその施設が受け入れることのできる最
大の人数であり、利用定員は実際に運営するうえでの受け入れ人数となっております。

子ども・子育て支援新制度においては、施設型給付の対象としてふさわしいと認められる確
認手続きの中で、実態の園児数に合わせて利用定員を設定しております。

なお、定員の変更に当たっては、審議会その他の合議制の機関において審議等の必要はござ
いませんが、三里塚第一保育園から、本年 11 月 1 日から利用定員を変更する旨の届出があり
ましたので、本会議において報告するものです。

三里塚第一保育園につきましては、事業主体は、社会福祉法人三成会となります。今回の利用
定員の変更につきましては、実際の園児数に合わせて利用定員を変更するもので、140 人か
ら 130 人への変更となります。内訳は、0 歳児が 9 人、1 歳児が 19 人、2 歳児が 24 人、
3 歳児から 5 歳児がそれぞれ 26 人となっております。

なお、本件について、成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会における意見等はござ
いませんでした。

以上、「利用定員の変更について」の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(西田議長)

ただいま、事務局より 成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の報告について説明があ
りましたが、ご意見、質問等はありませんでしょうか。

—意見無し—

(西田議長)

御意見等はないようですので、これで、成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の報告に
ついての議事を終了いたします。

それでは、事務局に進行をお返しします。

委員の皆様、長時間、進行にご協力いただき、ありがとうございました。

7 傍 聴 者 2 名

8 次回開催日時 令和 7 年 2 月頃を予定